

鶴ヶ島市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター

4 監査の着眼点

令和5年度において市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年10月4日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、交付された補助金は目的に従って適正に執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、事業の円滑な運営と高齢者福祉の増進に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター 団体概要

- 1 名称 公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター
- 2 所在地 鶴ヶ島市脚折1562-1
- 3 設立目的 社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 4 設立日 平成8年7月8日 設立
- 5 運営方針等（令和5年度事業計画より）
 - (1) インボイス対策と事業契約の継続の推進
 - (2) 適正就業の推進
 - (3) 安全就業の推進
 - (4) 会員の拡充と会員支援の充実
 - (5) 研修の充実
 - (6) 効率的な組織づくりと予算の厳正な管理による財政基盤の強化
 - (7) 現金収受の原則廃止
 - (8) 逆木荘の管理
 - (9) デジタル化の推進
- 6 役員及び職員数

役員	理事長 1名、副理事長 1名、 理事 8名、監事 2名
職員	事務局長（理事兼任） 1名、 業務担当 4名（主査1名、主事1名、嘱託職員2名） 経理担当 1名（主査1名）
- 7 会員数 716名（男性：492名、女性：224名）
- 8 令和5年度の事業概要（主なもの）
 - (1) あらまし
会員数は目標の750名を34人下回る716名で対前年度比において3.9%の減少となり、事業高は目標の3億3,760万円を上回る3億6,080万円で対前年度比5.0%増加となった。

(2) 主な事業

①会員数

目標750名を達成せず716名に留まった。(達成率95.5%)
入会者数は77名で対前年比1.3%の増加であったが、
退会者数が106名と対前年比123.3%の入会者数を上回る
増加率であった事が会員数の減少の大きな要因である。

②事業高

ア. 請負事業

目標額2億710万円に対して2億1,983万円となった。(達成率106.1%)

イ. 派遣事業

目標額13,050万円に対して14,098万円となった。(達成率108.0%)

9 令和5年度市補助金にかかる収支状況

収入額(円)		支出額(円)	
市補助金	10,641,000円	運営費相当分	5,700,000円
		事業費相当分	4,941,000円
合計	10,641,000円	合計	10,641,000円

※職員数及び会員数は令和6年3月31日現在